枚方寝屋川消防組合
地球温暖化対策実行計画

令和８年 10 月
枚方寝屋川消防組合

目次

第１章　背景 . . . 3
第２章　基本的事項 . . . 4
　１　策定の目的 . . . 4
　２　対象とする範囲 . . . 4
　３　対象とする温室効果ガス . . . 4
　４　計画期間 . . . 4
　５　上位計画及び関連計画との位置付け . . . 5
第３章　温室効果ガスの排出状況 . . . 6
　１　二酸化炭素（CO_2）の総排出量 . . . 6
　　⑴　2018 年度（平成 30 年度）温室効果ガス排出量 . . . 6
　　⑵　2025 年度（令和 7 年度）温室効果ガス排出量 . . . 6
　２　温室効果ガスの排出削減に向けた課題 . . . 6
　　⑴　各署所 . . . 6
　　⑵　公用車 . . . 6
第４章　温室効果ガスの削減目標 . . . 7
　１　目標設定の考え方 . . . 7
　２　二酸化炭素（CO_2）排出量の削減目標 . . . 7
第５章　削減目標達成に向けた取組 . . . 8
　１　目標達成に向けた取組の基本方針 . . . 8
　２　具体的な取組内容 . . . 8
　　⑴　対象施設におけるエネルギー使用量の削減 . . . 8
　　⑵　公用車の燃料使用量の削減及び効率的な利用の推進 . . . 9
　　⑶　その他の環境負荷低減への対応 . . . 10
　　⑷　職員に対する啓発 . . . 10
第６章　進捗管理等 . . . 11
　１　推進体制 . . . 11
　　⑴　管理統括（地球温暖化対策推進本部） . . . 11
　　⑵　点検・評価（地球温暖化対策推進委員会） . . . 11
　　⑶　活動・推進（実行責任者、全職員） . . . 11
　２　進捗管理 . . . 12
　　⑴　毎年の PDCA . . . 12
　　⑵　見直し予定時期までの期間内における PDCA . . . 12
　３　公表 . . . 12

第１章　背景

令和２年（2020 年）10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

令和 3 年（2021 年）10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、５年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画には、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされていることから、枚方寝屋川消防組合（以下「本消防組合」という。）においても、枚方寝屋川消防組合地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）を策定し、地球温暖化問題の解決に向け、温室効果ガスの排出量を減少させ、計画期間における削減目標を達成し、更なる長期的・継続的な排出削減を図っていくものとします。

第２章　基本的事項

１　策定の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、枚方寝屋川消防組合が実施する事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的としています。

２　対象とする範囲

本消防組合の全ての事務・事業とし、対象施設の詳細は次のとおりです。

施設名	住所
消防本部	枚方市新町１丁目７-11
枚方消防署	枚方市大垣内町２丁目 10-22
川越出張所	枚方市茄子作北町７-22
中振出張所	枚方市南中振１-16-30
渚出張所	枚方市上野３-８-２
中宮出張所	枚方市池之宮３-４-28
伊加賀分室	枚方市桜町３-40
枚方東消防署	枚方市津田北町２-23-３
阪出張所	枚方市牧野本町１-10-34
長尾出張所	枚方市長尾元町２-13-６
氷室出張所	枚方市宗谷１-14-１
楠葉出張所	枚方市楠葉並木２-29-１
北山出張所	枚方市北山１-67-15
寝屋川消防署	寝屋川市池田２-11-73
三井出張所	寝屋川市三井南町 25-２
神田出張所	寝屋川市東神田町 22-６
南出張所	寝屋川市下木田町 16-17
西出張所	寝屋川市春日町 20-22
明和出張所	寝屋川市打上宮前町２-３
秦出張所 救急ステ―ション	寝屋川市秦町２-５

３　対象とする温室効果ガス

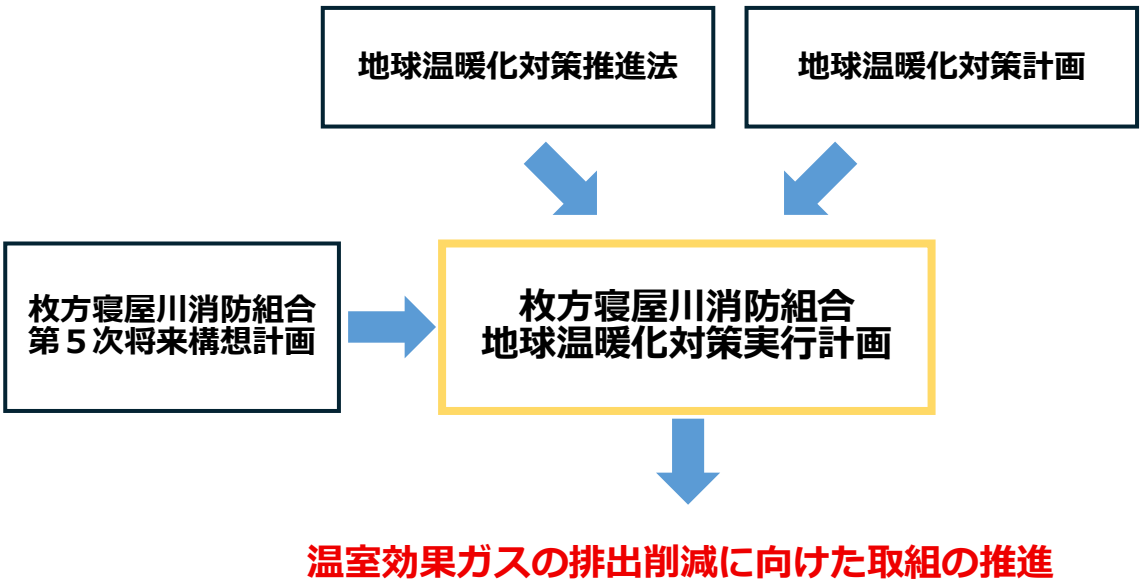
地球温暖化対策推進法第２条第３項に掲げる７種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO2）のみとします。

４　計画期間

令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの５年間とします。
また、基準年は平成 30 年度（2018 年度）とします。

5　上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第１項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び枚方寝屋川消防組合第５次将来構想計画に即して策定します。



第３章　温室効果ガスの排出状況

1　二酸化炭素（CO_2）の総排出量

⑴　2018 年度（平成 30 年度）温室効果ガス排出量

①車両使用に伴う温室効果ガス排出量（二酸化炭素（CO_2））

対象項目	活動量		排出係数	t-CO_2排出量
ガソリン	132,212.19	ℓ	2.32	306.73
軽油	50,867.00	ℓ	2.62	133.27
			①　合　計	**440.00**

②電気・ガスの使用に伴う温室効果ガス排出量

対象項目	活動量		排出係数	ガス排出量
液化石油ガス（LPG）	4,117	m^3	3.000	25.731
都市ガス	145,727	m^3	2.080	303.112
他人から供給された電気の使用に伴う排出	1,714,516	kWh	0.358	613.797
			②　合　計	**942.64**
			①+②合計	**1,382.64**

⑵　2025 年度（令和 7 年度）温室効果ガス排出量

①車両使用に伴う温室効果ガス排出量（二酸化炭素（CO_2））

対象項目	活動量		排出係数	t-CO_2排出量
ガソリン	145,580.33	ℓ	2.32	337.75
軽油	56,592.46	ℓ	2.62	148.27
			①　合　計	**486.02**

②電気・ガスの使用に伴う温室効果ガス排出量

対象項目	活動量		排出係数	ガス排出量
液化石油ガス（LPG）	1,986	m^3	3.000	12.413
都市ガス	129,271	m^3	2.080	268.884
他人から供給された電気の使用に伴う排出	1,922,317	kWh	0.358	688.189
			②　合　計	**969.49**
			①+②合計	**1,455.50**

2　温室効果ガスの排出削減に向けた課題

⑴　各署所

最大の消費源（電力消費量の約 40～55%）となる、空調による消費量が猛暑の影響等により増加しています。今後も熱中症対策などのために電気の需要が続くと予想されます。

⑵　公用車

救急出動件数の増加や業務の多様化（地水利調査・事務連絡など）による走行距離が増加し、CO2 排出量が増加しています。

毎日勤務車両のゼロエミッション車への切り替えや台数の削減・共用化、災害出動以外の業務の見直し等により、公用車の利用に伴う CO2 排出量を減少させるための取組が必要です。

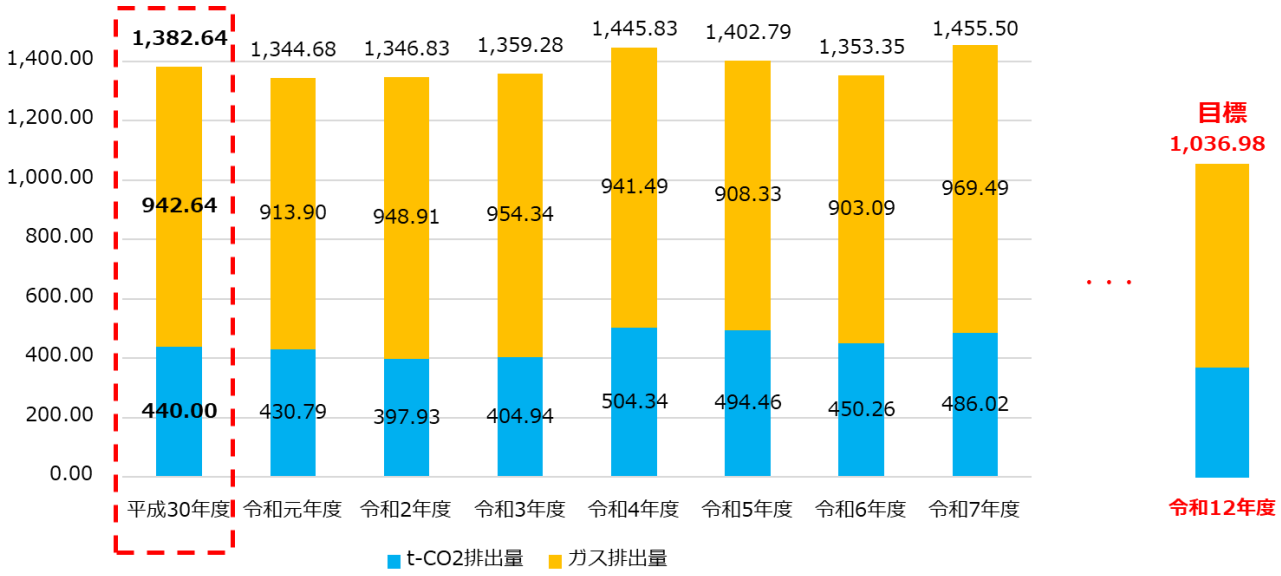
第４章　温室効果ガスの削減目標

1　目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2　二酸化炭素（CO_2）排出量の削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2018 年度）比で 25%削減することを目標とします。



第５章　削減目標達成に向けた取組

１　目標達成に向けた取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減について重点的に取り組みます。

※現場活動に影響を与えない範囲での取組とします。

２　具体的な取組内容

⑴　対象施設におけるエネルギー使用量の削減

ア　不要照明の消灯

・業務に支障のない範囲で、使用していない部屋及び施設の照明の消灯を徹底する。

・昼休み消灯を積極的に実施する。

イ　空調設備の適正管理

・定期的なフィルター掃除、吹き出し口周辺に物を置かないなど空調機器の効率を妨げるような運用をしないように努める。

・窓際のブラインド、断熱フィルム等を利用して空調の効率を高める。

・夏期のクールビス、冬期のウォームビズを推奨する。

・冷暖房の期間においては、適切な温度管理を徹底する。（冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安、室温での温度設定）

・無人の更衣室や物干のためのエアコン等の使用は厳禁とする。

ウ　OA 機器やエレベーター等の使用の適正管理

・コピー機等の OA 機器の使用にあたっては、機能に支障をきたさない程度に、省エネ機能を活用することを推奨する。

・PC 端末ごとに消費電力抑制の設定をする（ディスプレイの輝度やスリープモードの設定等）。

・休憩時間や長時間使用（30 分以上）しないときは電源を切る。

・職員のエレベーター使用は極力控える。

エ　その他設備の適正な運用管理

・湯沸かし等の種火を使用時以外は消すなど、燃料使用量の抑制に努める。

・LED 照明や 24 時間消灯、エネルギー効率のよいヒートポンプ機能などの省エネ対応の自動販売機に更新し、省エネを意識した機器運用を行う。

・電気、ガス・その他の燃料の使用量を低減できるよう、建物設備等の管理・改善を検討する。

オ　ワーク・ライフ・バランスの実現と環境負荷の低減

・ノー残業日の実施を徹底する。

カ　省エネ・省 CO2 機器の導入推進

・照明機器の更新時には、LED 照明等の省エネ機器を積極的に導入する。

・空調設備の更新時は、省エネ化を図るため、計画的に高効率機器に切り替えていく。

・施設の設備および機器の更新時には、高効率な設備（LD-Tech 水準相当）の導入に努める。
・機器更新時に、機器および設備の必要性を再検討し、更新するかを決定する。
・機器類の購入に当たっては、適正能力のものを選択する。

キ　インフラ施設への高効率設備の導入推進

長時間稼働しているインフラ施設・設備（上下水道関連設備）の温室効果ガス削減に向けて、高効率設備（高効率ポンプ等）の積極的な導入による削減を推奨する。

ク　再生可能エネルギーの利用推進

太陽光発電等の新エネルギーや未利用エネルギーの導入は社会情勢を考慮し、慎重に検討する。

ケ　建て替え等施設の ZEB 化推進

今後予定する施設の建て替え等事業については、ZEB 化を推進する。

※**ZEB（ゼブ）**：正式名称を**「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」**といい、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことを指します。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の創エネルギーが必要です。そこで、エネルギーの達成状況に応じて、4 段階の ZEB シリーズ（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）が定義されています。

⑵　公用車の燃料使用量の削減及び効率的な利用の推進

ア　自動車利用の抑制

・公共交通機関を利用する、事務連絡の方法や回数を見直す、各会議をオンラインで行うなど、可能な限り公用車の利用を控える。
・近距離の移動は、業務に支障のない限り徒歩または自転車等を利用する。

イ　エコドライブの推進

・経済速度（一般道 40～60km/時、高速道 80km/時）による走行に努める。
・不必要なアイドリングや急発進、急加速、空ぶかし等をしない。
・相乗りや走行ルートの検討など、公用車の効率的利用を図る。
・余分な荷物は積まない。
・エアコンは適切な温度で使用する。

ウ　安全点検と省資源化の推進

・タイヤ空気圧の点検、エンジンオイルの交換等を適切な頻度で行い、車の燃費を良好な状態に保つ。
・走行距離、燃費等を適宜点検する。
・公用車の利用実態を把握し、台数の見直しを検討する。

エ　次世代自動車※の導入検討

公用車の更新時には、特殊な用途のもので車種を限定されるものを除いて、次世代自動車の導入を検討する。

※**次世代自動車**：大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称です。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等が挙げられます。

オ　レンタカー、カーシェアの活用検討

・事務連絡車を保有するのではなく、レンタカーやカーシェアの活用を検討する。

⑶　その他の環境負荷低減への対応

ア　紙の使用量の抑制

・資料のペーパーレス化を推進し、紙の消費を控えるように心掛ける。

・コピー用紙の利用枚数を適正に管理する。

イ　グリーン契約（環境配慮契約）・グリーン購入の推進

・エコマーク・グリーンマークなどの環境ラベル表示製品を優先的に購入する。

・購入および使用する物品等は、環境にやさしい製品を選択する。

ウ　3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底

・コピー、ファックス、プリンターなどの使用済みトナーカートリッジについて、回収の徹底を図ると共に、インクカートリッジのリサイクルボックスを設置して回収を行う。

・廃棄物については、分別を徹底する。

・廃棄書類等のリサイクルシステムを確立する。

・不用事務用品の庁内交換システムを検討する。

・所内の掲示板を活用して、不要備品等のリユース情報を広く職場に普及する。

・可能な限り、再利用を行い、廃棄物の減量に努める。

エ　ごみの減量・リサイクルの推進

・文具等の消耗品は、率先して詰替式または交換式の製品を採用する。

・購入および使用する物品等は、使用後にリサイクルしやすいものを選択する。

・過剰包装した製品や使い捨て製品の発注を控える。

・消耗品は必要時に購入し、効率よく使用する。

⑷　職員に対する啓発

ア　定期的な進捗の確認と意識啓発活動

・職員に対し、それぞれの取組による改善効果が把握できるよう、情報の提供を行う。

・本計画の取組への職員の積極的な参加を奨励する。

イ　研修、GX 検定の受講促進

・各課単位で環境への関わりを理解し、本計画の実効性を確保するため、研修を行う。

・環境に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

・GX や脱炭素、カーボンニュートラルに関するリテラシーを幅広く問う GX 検定の受講を促進する。

第６章　進捗管理等

１　推進体制

⑴　管理統括（地球温暖化対策推進本部）

ア　構成

本部長　：消防長
副本部長：消防次長
本部員　：総務部長、警防部長、予防部長、各消防署長
事務局　：総務部企画戦略課

イ　項目

・計画の制定・評価・見直しの決定
・計画の実施・運用に必要な諸資源の用意
・目標達成に向けた取組実施の指示
・全体の目標、活動状況・計画の審議
・部局間の調整

⑵　点検・評価（地球温暖化対策推進委員会）

ア　構成

委員長、副委員長、委員から構成し、委員は実行責任者から本部長が指名します。
消防本部課長、各署警備総括課長、各署予防課長

イ　項目

・年度ごとの取組結果の評価
・計画の見直し、目標の設定
・計画に基づく各年度の行動目標の調整
・温室効果ガス排出量、取組状況等の集計・解析
・公共施設保全における施設改修との整合

⑶　活動・推進（実行責任者、全職員）

温室効果ガス排出を抑制する取組を推進

2　進捗管理

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、本計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

⑴　毎年の PDCA

本計画の進捗状況は、実行責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を検討します。また、推進本部は取組方針を決定します。

⑵　見直し予定時期までの期間内における PDCA

委員会は毎年１回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2029 年度）に改定要否の検討を行います。改定の必要がある場合には、推進本部で本計画の改定を行います。

3　公表

本計画の進捗状況は、本消防組合ホームページ等で毎年公表します。